

指定給水装置工事事業者の皆さまへ

指定給水装置工事事業者の指定は、令和元年（2019年）の水道法改正により、**5年間**の有効期間が設けられました。

指定給水装置工事事業者の指定の効力は、5年ごとに更新を受けなければ失効するため、指定の有効期限が経過する前に、更新手続きを行っていただく必要があります。

更新手続きの流れは以下のとおりです。

1. 更新期間の確認

事業所ごとに有効期間のご確認をお願いします。

2. 指定更新の申請

有効期間が満了する日の属する月から起算し、3ヶ月前の月の1日から月末までに上下水道総務課へ更新の申請手続きを必ずお願いします。

また、申請については、**原則「オンライン申請」**にご協力をお願いします。



☛ オンライン申請はこちらから

URL <https://www.city.hirakata.osaka.jp/0000002590.html>

3. 手数料の納付

上下水道総務課から審査終了の連絡があった後、更新手数料（5,000円）を納付してください。

4. 新しい指定証の受け取り

手数料の納付確認後、上下水道総務課より新しい指定証を交付しますので、大切に保管してください。



枚方市上下水道局
マスコットキャラクター アクリン

ご不明な点等は、
右記までお問い合わせ
ください。

枚方市上下水道局
上下水道部 上下水道総務課
〒573-1030 枚方市中宮北町20番3号
TEL 072-848-4196 FAX 072-848-8255
e-mail suisou@city.hirakata.osaka.jp